附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の施行規則第四十六条の二第一項の規定による無電極放電ランプの型式の承認の申請については、この省令による改正後の施行規則第四十六条の二第一項の規定による指定を受けている無電極放電ランプの型式の承認について準用する。

3　この省令の施行の日から起算して一年を経過するまでの間における改正後の施行規則第四十六条の二第一項第八号の規定による指定を受けた無電極放電ランプの型式の承認については、なお従前の例による。

4　前項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の施行規則第四十六条の二第一項第八号の規定による指定を受けた無電極放電ランプの型式の承認については、なお従前の例による。

告　示

○環境省告示第一号
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号

科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第五項の規定に基づき、科学技術基本計画（平成二十八年一月二十二日閣議決定）を次のとおり公表する。

平成二十八年四月四日

内閣総理大臣　安倍晋三
総務大臣　早苗三
外務大臣　岸田文雄
文部科学大臣　馳浩
厚生労働大臣　塩崎恭久
農林水産大臣　森山裕
経済産業大臣　林幹雄
国土交通大臣　石井啓一
環境大臣　丸川珠代
防衛大臣　中谷元
内閣官房長官　菅義偉

科学技術基本計画

目次

はじめに
第１章　基本的考え方
⑴　現状認識
⑵　科学技術基本計画の20年間の実績と課題
⑶　目指すべき国の姿
①　持続的な成長と地域社会の自律的な発展
②　国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
③　地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
④　知の資産の持続的創出
⑷　基本方針
①　第５期科学技術基本計画の４本柱
ⅰ）未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組
ⅱ）経済・社会的課題への対応
ⅲ）科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
ⅳ）イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築
②　科学技術基本計画の推進に当たっての重要事項
ⅰ）科学技術イノベーションと社会との関係深化
ⅱ）科学技術イノベーションの推進機能の強化
第２章　未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組
⑴　未来に果敢に挑戦する研究開発と人材の強化
⑵　世界に先駆けた「超スマート社会」の実現（Society 5.0）
①　超スマート社会の姿
②　実現に必要となる取組
⑶　「超スマート社会」における競争力向上と基盤技術の強化
①　競争力向上に必要となる取組
②　基盤技術の戦略的強化
ⅰ）超スマート社会サービスプラットフォームの構築に必要となる基盤技術
ⅱ）新たな価値創出のコアとなる強みを有する基盤技術
ⅲ）基盤技術の強化の在り方
第３章　経済・社会的課題への対応
⑴　持続的な成長と地域社会の自律的な発展
①　エネルギー、資源、食料の安定的な確保
ⅰ）エネルギーの安定的な確保とエネルギー利用の効率化
ⅱ）資源の安定的な確保と循環的な利用
ⅲ）食料の安定的な確保
②　超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能な社会の実現
ⅰ）世界最先端の医療技術の実現による健康長寿社会の形成
ⅱ）持続可能な都市及び地域のための社会基盤の実現
ⅲ）効率的・効果的なインフラの長寿命化への対策
③　ものづくり・コトづくりの競争力向上
⑵　国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
①　自然災害への対応
②　食品安全、生活環境、労働衛生等の確保
③　サイバーセキュリティの確保
④　国家安全保障上の諸課題への対応
⑶　地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
①　地球規模の気候変動への対応
②　生物多様性への対応
⑷　国家戦略上重要なフロンティアの開拓
第４章　科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
⑴　人材力の強化
①　知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進
ⅰ）若手研究者の育成・活躍促進
ⅱ）科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進
ⅲ）大学院教育改革の推進
ⅳ）次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成
②　人材の多様性確保と流動化の促進
ⅰ）女性の活躍促進
ⅱ）国際的な研究ネットワーク構築の強化
ⅲ）分野、組織、セクター等の壁を越えた流動化の促進